

申告はお早めに

平成25年分所得税・住民税・消費税申告相談のお知らせ

国税務課

72-6932

申告相談日程

平成25年分の所得税・住民税・消費税の申告相談を次ページのとおり実施します。対象地区の日程に合わせてお越しくださいようお願いいたします。

平日の申告相談に来られない方は、2月23日④と3月8日⑤に休日申告相談を行いますのでぜひご利用ください。

申告が必要な方

- 平成26年1月1日現在、小野町に住んでいる方で、
- ①平成25年中に給与所得のあった方で、給与以外の所得もあった方
- ②平成25年中に農業、営業、不動産、配当、譲渡などの所得があった方
- ③医療費控除や社会保険料控除（国民健康保険税や国民年金保険料等）など、所得控除を受ける方

④初めて住宅借入金等控除を受ける方、もしくは年末調整で住宅借入金等控除を受けなかった方

申告しなくてもよい方

- ①平成25年中の収入が給与のみで、勤務先から町に「給与支払報告書」が提出されている方（給与支払報告書の提出がない方は申告が必要です）
- ②平成25年中の収入が年金のみで、支払先から町に「公的年金等支払報告書」が提出されている方
- ③所得税の確定申告書を税務署に提出された方

申告に必要なもの

- 印鑑
- 通帳もしくは口座番号の分かるもの（申告者ご本人のもの）
- 源泉徴収票や、収支内訳の明細が分かるもの（会計帳簿や領収書など）

●所得控除の証明書や領収証（国民年金保険料、生命保険料、地震保険料などの証明書、医療費の領収書など）

●心身の障がいがあるもの（身体障害者手帳など）

消費税の申告について

平成25年分の所得申告の内容をもとに消費税申告書を作成します。申告書が完成した方から電話でご連絡します。印鑑をお持ちの上、来庁してください。

農家の皆さんへ

◎青色申告以外の方へ
申告には、平成25年分農業経営状況調査票（集落農政推進協議会長から配布されたもの）に必要事項を記入してお持ちいただくこと、申告相談にかかる時間が短縮できます。ぜひご利用ください。

申告する前に

- ・領収書・控除証明書・少額の源泉徴収票（役場からの組長手当分など）をお持ちにならないと、お戻りいただく場合があります。お受け取りになりましたら、すべてお持ちください。
- ・申告には、家庭の生計内容などが分かる方がお越しください。
- ・地区指定のない日や相談期間の終盤は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。できるだけ対象地区の日、または期間の前半にお越しください。なお午前中が混み合う傾向にありますので、余裕を持ってお越しください。
- ・あらかじめ収支計算を行っていただきますと、スムーズに申告相談ができます。後に待っている

方のためにも、収支計算や領収書の整理を行ってからお越しください。
確定申告はe-Taxで！

オンラインでらくらく。
e-Tax
国税電子申告・納税システム



e-Taxってなに？

e-Taxは、自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して申告、申請、届け出などができる便利なシステムです。

e-Taxのメリット

- ①添付書類の提出が不要
e-Taxで確定申告を行った場合、医療費の領収書や源泉徴収票などの提出や提示を省略することができます。